

申告が必要か確かめましょう～市県民税申告フローチャート～

フローチャートで申告が必要か・不要か確認してください。
BまたはCに該当した人は申告が必要です。

はい いいえ

スタート

令和8年1月1日に鹿沼市に住民登録がありましたか？ 令和8年1月1日時点で住民登録をしていた市町村に、申告が必要か確認をしてください。



令和7年1~12月の間に収入はありましたか？ 誰かの税法上の扶養になってていますか？



主な収入の種類は何ですか？（下の①②③から選択）

A

B

①年金収入の人

年金以外に収入はありましたか？



年金以外の所得金額（収入一経費）が20万円を超えますか？

C
 B※

※20万円を超えない収入の種類が給与収入の場合は、申告は不要です。

年金収入が148万円以下ですか？（65歳未満の人は98万円以下）

国民健康保険料・医療費・寄附金等の控除を追加しますか？

B
 A
※年金収入が400万円以上的人は、確定申告が必要な場合があります。

②給与収入の人 (パート・アルバイトを含む)

次のいずれかに該当しますか？
・2カ所以上から給与がある（退職した勤務先分を、現在の勤務先で年末調整した人は除く）
・勤務先で年末調整をしていない
○上記いずれの場合も、所得控除の合計額が所得金額より大きいときは、「いいえ」にお進みください。

C

B

給与以外の所得がありましたか？

給与以外の所得金額（収入一経費）が20万円を超えるか？（年末調整をしていない給与収入がある場合は合計する）

C
 B※

※20万円を超えない収入の種類が公的年金収入の場合は、申告不要です。

医療費、寄附金等の控除を追加しますか？

C
 A

源泉徴収票に記載のある「源泉徴収税額」は0円ですか？

B
 C

③①と②以外の人 (農業・営業・不動産等)

所得金額（収入一経費）が所得税の所得控除よりも大きいですか？

C

B

●申告についての注意点

- 確定申告を済ませた人は、市県民税の申告は必要ありません。
- 収入が遺族年金や障害年金のみの人は、申告不要の場合があります。
- Aに該当する人でも、令和7年中の所得の証明書等が必要な場合は、申告してください。
- Bに該当し、医療費・寄附金など控除の追加で申告する人でも、もともと税額が0円の人は申告が不要の場合があります。
- Cに該当しない人でも、以下の申告は鹿沼税務署で申告してください。青色申告、譲渡所得、山林所得、株譲渡、配当所得、先物所得、繰越損失、雑損控除、住宅借入金控除全般、過年度分確定申告、肉用牛の免税に関する申告

チャート結果

A…確定申告も市県民税申告も不要です。

B…市県民税の申告が必要です。

（控除等の追加により、所得税が還付になる方については、確定申告が必要になる場合があります。）

C…所得税の確定申告が必要です。

